



春の補助金情報

小規模事業者持続化補助金 <一般型 通常枠>

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者の皆様が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで、行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の皆様の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

<補助率・補助上限>

補助率	2/3 (賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)
補助上限	50万円
インボイス特例	50万円上乘せ ※インボイス特例の要件を満たしている場合に限る
賃金引上げ特例	150万円上乘せ ※賃金引上げ特例の要件を満たしている場合に限る
上記特例の要件を共に満たす事業者	200万円上乘せ ※両特例要件を満たしている場合に限る

※補助事業終了時点で一定要件を満たす必要があり、満たさない場合、補助金交付は行いません。

<第19回申請スケジュール>

申請受付締切 : 令和8年4月30日(木) 17時

☆申請には商工会等が発行する事業支援計画書(様式4号)の添付が必須となります。計画書の発行締め切りは4月16日(木)となっておりますので、申請を検討されている方はお早めに商工会へご相談ください。

<申請方法>

電子申請システムのみで受け付けます。郵送での申請は受け付けておりません。

また申請には「G ビズ ID プライム」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。 [G ビズ ID を取得 https://gbiz-id.go.jp/top](https://gbiz-id.go.jp/top)

◆ 商工会地区 小規模事業者持続化補助金ホームページ

https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/shinsei.html

令和8年度雇用保険料率のご案内

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。
(建設の事業は4.5/1,000です)

<令和8年度の雇用保険料率>

事業の種類 負担者	①労働者負担 (失業等給付・育児 休業給付の保険料 率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
	一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

専門家派遣制度のご案内

商工会では経営に関わりのあるあらゆる課題に対して、その道の専門家「エキスパート」を直接事業所へ派遣する専門家派遣制度をご用意しております。現在までも多くの会員様にご利用いただいております。エキスパートの派遣を希望される方は商工会までご相談ください。

<相談分野の一例>

事業承継 ・ 労務管理 ・ 事業計画 ・ 販売促進 ・ 生産管理 ・ 事業再構築 ・ 特許
接客マナー ・ 商品陳列 ・ SNS活用 ・ チラシPOPデザイン ・ ホームページ作成等々…

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)のご案内

マル経融資は日本政策金融公庫が貸付を行うもので、商工会で経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保無保証で利用できる制度です。ご利用にあたっては所属商工会の推薦が必要となりますので、融資をお考えの方は商工会までご相談ください。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	10年以内 (2年以内)
利率(年)	2.40% ※令和8年3月2日現在

小規模企業共済・経営セーフティ共済のご案内

中小企業経営者のみなさまへ

**国が準備した
セーフティネット**

**安心の材料を
ご提供します。**

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください

中小機構
中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 **経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 **掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 **受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 **掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 **貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 **掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に**
掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済 検索 経営セーフティ共済 検索

商工会だよりへの広告同封サービスのご案内

商工会だより(本紙)は年4回発行し、会員事業所様並びに関係機関に配布している京北商工会の機関紙です。貴社の商品やサービスを直接周知する場として、この機会を是非ご利用ください。同封料は一種類につき1,000円となります。広告物(220部)は商工会窓口でお受けいたします。同封を希望される方は商工会までお問い合わせください。

新入会員様のご紹介

～どうぞよろしくお願いいたします。～（令和8年3月26日(木) 第4回理事会受付分）

地区	事業所名	氏名（敬称略）	業種
特別		阪野 裕司	保険業

令和8年度 第65回通常総会について

これまで開催していた総代会は令和6年度から一般会員様全員を対象とした総会になりました。令和8年度以降についても総会となります。

議案書については後日送付いたしますが、多くの皆様のご出席、ご協力の程よろしく
お願いいたします。

日 時 : 5月25日(月) 10時～

場 所 : 商工会館

事務局より

令和8年度についても本年度と同様の事務局体制となります。
会員の皆様には引き続きお世話になりますが、よろしくお願いいたします。



事務長（総括主事）	田中 尚樹	ホームヘルパーステーションさくら	
事務次長（経営支援員）	藤原 昌美		
記帳指導員	上野 寿彦	主任サービス責任者	米津 由実子
経営支援員	奥本 達也	サービス責任者	海老瀬 祥代

商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp